

<大綱策定について>

1 大綱とは

- (1) 定義（法第1条の3第1項（注）及び文科省局長通知（資料5）抜粋）
- ①『地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める』
  - ②『国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めること』
- ※施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- (2) 策定（法第1条の3第2項（注）及び文科省局長通知（資料5）抜粋）
- 『地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする』
- ※教育行政に地域住民の意向をより一層反映させる等の観点より。
- ※教育委員会の所管する事務については、自らの権限と責任において管理し、執行すべきものであり、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、市長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要。
- (3) 主たる記載事項（文科省局長通知（資料5）抜粋）
- 『各地方公共団体の判断に委ねられている』
- ※予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限にかかる事項についての目標や根本となる方針が、主たる記載事項と考えられる。
- （例：学校と耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼児教育・保育・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等）
- ※地方公共団体の長の権限に関わらない事項について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられる。
- (4) 対象期間（文科省局長通知（資料5）抜粋）
- 『法律では定められていない』
- ※地方公共団体の長の任期4年、国の教育振興基本計画対象期間5年を鑑み、4～5年程度を想定している。

注：「法」＝「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」

2 素案作成について

- (1) ワーキンググループによる研究及び作成
- 構成員：（予定）8名（市長部局2名、教育委員会6名）
- 作業内容：①他市大綱の研究 ②本市大綱素案作成 他
- (2) 平成27年度スケジュール（別紙参照）

<平成27年度 総合教育会議・大綱策定スケジュール（予定）>

